

令和 7 年 度

教 育 行 政 執 行 方 針

美唄市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	幼児教育	2
3	学校教育	3
4	社会教育	11
5	む す び	16

1 はじめに

令和7年第1回市議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について、申し上げます。

近年、少子高齢化の進行と深刻化する人手不足などにより、地域における活力低下が危惧されているとともに、グローバル化や高度情報化など時代の変化が激しく、様々な課題が山積する中にあっても、子どもたちの元気が、まちや地域の人々の夢や希望を育み、未来へつながる可能性を生み出しています。

このような中、美唄の未来を担う子どもたちの「生きる力」と「豊かな心」を育むための教育環境を整備するとともに、市民の皆様が生涯にわたり、学習、文化、スポーツ活動に参加できる、多様で、充実した学習の環境を提供することが大切であります。

令和7年度は、「第7期美唄市総合計画前期基本計画」と本市の教育施策の方針である「美唄市教育大綱」の最終年度でもあることから、「新たな時代に向けてたくましく生き抜く力の育成」という基本理念の完遂に向けて着実に推進してまいります。

学校教育については、GIGAスクール構想の更なる推進によって、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指し、取り組んでまいります。

生涯学習については、「第3次美唄市生涯学習推進計画 前期基本計画」の最終年度であることから、目指すべき姿である「地域に根ざし、暮らしに学ぶ、すべての世代が活躍できるまちづくり」の実現に向け、

本市の豊かな自然や歴史、地域資源を生かした学びを推進し、郷土への誇りと愛着を抱くことができる生涯学習活動を進めてまいります。

令和7年度の教育行政の執行に当たりましては、以上の基本的な考え方に基づき、学校教育と生涯学習の推進を両輪としながら、学習指導要領や美唄市教育大綱の基本理念に沿った、教育の振興と充実に向け、市長部局と連携を図り、各分野の施策に全力で取り組んでまいります。

2 幼児教育

はじめに、幼児教育について申し上げます。

幼児教育の充実

幼児期は、基本的な生活習慣の自立やコミュニケーション能力、運動能力の向上が図られるなど、生涯にわたる人格形成の基礎を育む大切な時期であるため、幼児教育の充実は重要なことであります。

子どもたちの生涯にわたる学びや生活基盤をつくるためには、幼児教育と学校教育を円滑に接続することが不可欠であることから、幼児教育施設と小学校との交流・連携を深めるとともに、切れ目のない支援体制を構築し、質の高い教育を提供できるように努めてまいります。

また、旧栄幼稚園を、子どもたちの活動の場、幼稚園教諭や保育士を目指す学生が学ぶ場として活用するなど、生涯続く学びの芽生えを培う幼児教育の推進に取り組んでまいります。

3 学校教育

確かな学力の育成

次に、学校教育について申し上げます。

一点目は、「確かな学力の育成」についてであります。

今日の学校教育は、子どもたち一人一人が自分の良さや可能性を認識し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越えることができる資質・能力の確実な育成が求められています。

このため、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業を推進し、新しい時代に対応できる確かな学力の育成を図ってまいります。

各学校においては、自校の「全国学力・学習状況調査」や「標準学力検査」等の分析結果のほか、学力向上プロジェクトチーム作成の「確かな学力育成プラン」を活用した授業改善に、校長のリーダーシップのもと、全教職員が一つのチームとなって取り組んでまいります。

また、ＩＣＴ機器を効果的に活用して子どもたちの多様な実態に応じた学習者主体の学びを推進するとともに、ＡＩドリルを活用し、児童生徒一人一人の学習進度や理解度に応じた学びを進め、個別最適な学びの、より一層の充実と基礎学力の定着につなげてまいります。

外国語教育につきましては、グローバル社会を生きる子どもたちが、視野を広く持ち、多様な価値観を持った人々と協働していくことができるよう、外国語指導助手による授業支援や国際理解活動、放課後学習等を実施し、コミュニケーション能力の向上や異文化を

理解する力の育成に取り組んでまいります。

美唄らしい特色ある教育の推進については、本市の基幹産業である農業の教育的効果を生かすため、小学校の総合的な学習に「農業科」を設け、「地域に根ざし、暮らしに学ぶ」という考え方をもって、自ら学ぶとする意欲や豊かな心を育むことのできる「農業で学ぶ」教育活動を、より強く推し進めるため、事業名を『地域と暮らしに学ぶ「農業科」推進事業』に改め、取り組んでまいります。

市内道立高等学校や養護学校との連携については、高校と小中学校との授業交流のほか、市内中学生の高校訪問や1日体験入学などのキャリア教育活動の充実を図るとともに、引き続き、高校や養護学校が行う教育活動に対して、支援してまいります。

また、学校支援地域本部では、学校・家庭・地域が一体となり地域ぐるみで、子どもたちの学びを支援してまいります。

さらに、子どもたちの学習意欲の向上や学習習慣の定着に向け、引き続き、同じ校区の小中学校が一緒に取り組む「家庭学習強化週間」の実施や「家庭学習の手引き」の活用を図るなど、望ましい生活習慣と家庭学習の定着に努めてまいります。

新たな義務教育制度

二点目は、「新たな義務教育制度」についてであります。

小中学校においては、少子化の進行による児童生徒数の減少や多様化・複雑化する社会状況の変化等を背景に学校の小規模化が進行する中、地域社会の実情に

豊かな心の育成

応じた活力ある学校づくりの推進が求められています。

このため、小中一貫校や義務教育学校の導入を含めた、教育内容の方向性やこれからの学校づくりについて、引き続き、調査・研究を進めてまいります。

三点目は、「豊かな心の育成」についてであります。

道徳教育においては、児童生徒が生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識の醸成を図り、豊かな人間性・社会性を育む「心の教育」を推進してまいります。

また、子どもたちの豊かな人間性を育成するために、よりよい仲間づくりにつながるピア・サポート等の取組を通して自尊感情や自己有用感、思いやりの心を育むとともに、誰もが自己の成長を実感し、達成感の持てる授業づくりに取り組むなど、子どもの理解に基づいた寄り添う指導に努めてまいります。

さらに、子どもたちがふるさとから学ぶことで、ふるさと美唄の良さを知るとともに、心豊かでたくましく成長し、ふるさとへの愛着と誇りを持てるよう「ふるさと教育」を推進してまいります。

不登校児童生徒の対応については、様々な要因による不安や困り感、ストレスなどを抱える子どもへの支援も含め、学校とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関が連携を密にし、児童生徒や保護者の悩み等に寄り添った組織的な支援を進めてまいります。

また、適応指導教室を含め、ニーズに応じた多様な学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる学習環境の整備に努めてまいります。

いじめの対応については、いじめは絶対に許されるものではなく、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得るものであるという確固たる認識のもと、全ての教職員がいじめの定義や組織的な対応などについて、より一層理解を深め、関係機関等と連携した未然防止と早期発見とともに、発生時においては、厳格な対応に努めてまいります。

また、各校が実施するいじめの未然防止に向けた集会活動等の取組を支援し、いじめ根絶の取組の活性化を図るとともに、いじめの積極的かつ幅広い認知や迅速な対処等の組織的な対応を徹底してまいります。

健やかな体の育成

四点目は、「健やかな体の育成」についてであります。

子どもたちの心身の調和のとれた発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、日頃からリズムある生活を送る、望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが大切です。

そのため、栄養教諭の専門性を生かした食育を推進するとともに、学校と家庭が連携して望ましい生活習慣の啓発と指導に努めてまいります。

学校給食については、子どもたちの心身の健全な発達に資するものであるとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たす、「生きた教材」であります。

栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導を充実し、命の大切さや地域の食文化、地場産業等に対する理解を深め、自然の恵みや生産者の努力に感謝する心を育みながら、「給食の時間が楽しみ」、「給食はおいしい」と感じてもらえるよう、安全で安心な質の高い給食の提供に努めるとともに、学校給食費の無償化を継続し、保護者の経済的な負担軽減を図ってまいります。

体力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や「新体力テスト」の結果を踏まえた体育の授業改善やコーディネーショントレーニングなど、専門的な知識、技能を有する外部指導者等による個に応じたきめ細やかな指導を小学校の授業に取り入れ、スポーツへの興味関心や体を動かす意欲を高め、集中力や体力の向上を図ってまいります。

また、運動に親しむ意識の醸成を図り、縄跳びなどの「一校一実践」の継続的な取組を通じて運動の習慣化を図ってまいります。

薬物乱用防止教育や喫煙防止教育については、子どもたちが薬物や喫煙が心身に及ぼす影響を正しく認識することが重要であることから、美唄警察署や美唄市医師会など関係団体のご協力をいただきながら、児童生徒の正しい判断力と行動力を育む取組を進めてまいります。

特別支援教育の充実

五点目は、「特別支援教育の充実」についてであります。

特別支援教育については、長期的な視点に立ち、幼

児期から中学を卒業するまでの切れ目のない一貫した支援や、一人一人の状況に応じた支援を行なうことが大切となります。

このため、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用はもとより、各校に特別支援教育支援員を配置して校内支援体制の充実を図るなど、誰一人取り残すことのないよう、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた連続性のあるきめ細かな支援をしてまいります。

また、教育相談の充実のほか、美唄市特別支援教育連携協議会や関係機関、各学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、教職員や支援員の資質向上を図るための研修を実施するなど、特別支援教育の充実に努めてまいります。

信頼される学校づくり

六点目は、「信頼される学校づくり」についてであります。

地域に開かれ信頼される学校づくりを実現するためには、地域の実態や要望を的確に捉え、地域とともに学校運営を行うことが求められています。

このため、「コミュニティ・スクール」の活動を通じて、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちを育てていく環境を整え、共通理解のもと、より良い学校づくりを推進してまいります。

また、美唄市「教育の日」推進協議会と連携して美唄市地域一斉参観日を実施し、地域の学校教育への理解を深め、学校と地域が連携を強めながら「地域が育む『美唄っ子』の教育」の具現化を図ってまいります。

す。

就学援助制度については、経済的な理由により、児童生徒の学用品費等の支払いが困難な世帯に対して、市広報紙や市公式ホームページを活用し、広く制度の周知を行い、引き続き、必要な支援を行ってまいります。

また、経済的な理由により修学が困難な高校生に対して、返還不要の奨学金制度の拡充を図り、全ての子どもたちが安心して教育を受けることができる環境を整備してまいります。

教職員の不祥事根絶に向けては、校内研修や個人面談の一層の充実を図るとともに、教職員に対し、法令や服務規律の遵守の徹底した指導を行い、児童生徒や保護者、地域の皆様の信頼を損なうことのないよう努めてまいります。

特に、体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教職員や学校への信頼を失墜させる行為であり、いかなる理由があっても、決して許されるものではありません。

このため、研修など、あらゆる機会を通じて、「体罰のない学校づくり」に向けて、使命感と責任感をもって取り組むよう指導してまいります。

学校における働き方改革については、各学校にスクール・サポート・スタッフを配置するとともに、校務支援システムの有効な活用により、教職員の業務負担軽減を図り、子どもたちと向き合う時間の充実に努めてまいります。

部活動の地域移行については、子どもたちが将来に

わたり、スポーツや文化活動を継続することができる環境整備や教職員の働き方改革を推進するため、学校や関係団体等で構成する「美唄市部活動の地域移行検討協議会」において、引き続き、検討してまいります。

教職員の健康管理については、定期的な健康診断やストレスチェックを実施し、結果に基づく疾病の予防処置や治療を指示するなど、教職員の健康の保持とメンタルケアの充実に努めてまいります。

児童生徒の安全の確保については、災害や緊急事態から身を守るための安全教育を、警察署や消防署などの関係機関と連携し、取り組んでまいります。

また、市内の小中学生が自転車通学時に使用するヘルメットの購入費用の一部助成を行い、子どもたちの安全の確保に努めてまいります。

教職員研修の充実

七点目は、「教職員研修の充実」についてであります。

教職員研修については、教育の質は直接、児童生徒の教育活動などを担う教職員の力量に影響されることから、研修機会の確保と内容・方法の工夫改善とともに、研究指定校事業を継続して実施し、実践的指導力や専門性などキャリアステージに応じた資質・能力の向上に努めてまいります。

さらに、美唄の歴史や文化、産業などを学び、これらを授業等に生かすことができるよう、郷土史料館や日本遺産などの地域資源を活用した「ふるさと美唄研修」を引き続き実施してまいります。

学校施設の整備

八点目は、「学校施設の整備」についてであります。

学校施設については、計画的な改修に努め、子どもたちが健康で安心して学ぶことができる学習環境を整備するため、中央小学校の屋内運動場の床改修を実施するほか、美唄中学校の老朽化した給排水衛生設備の改修に向けた、実施設計委託を実施してまいります。

4 社会教育

次に、社会教育について申し上げます。

青少年の健全育成

一点目は、「青少年の健全育成」についてであります。

青少年を取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行などに加え、携帯電話の普及による情報化社会などの進展により、多様化・複雑化しており、SNSなどの利用に起因するトラブルや犯罪などのほか、ひきこもり、子どもの貧困問題など、生活環境が大きく変化する中、地域との連携・協働等により、社会全体で青少年が健やかな成長を積み重ねていくことができるよう、安全・安心な環境づくりが重要であります。

このため、青少年の健やかな成長を支える取組として、各種体験教室を開催するとともに、美唄どんまいスポーツクラブや美唄青年会議所と協働で、宿泊研修事業を開催するほか、子ども会育成連絡協議会や地域青少年指導対策部会等と連携し、健全育成に向けた指導と啓発を行ってまいります。

また、放課後児童施設については、防犯対策や虐待防止、性被害防止のため防犯カメラを整備し、保護者

生涯学習活動の充実

が安心して子どもを預けられるよう、施設の充実に努めてまいります。

二点目は、「生涯学習活動の充実」についてであります。

市民の誰もがいつでも、どこでも自らの意志によって学び、学ぶことによる自己の充実を図ることが、豊かな人間性を育み、地域力を高める大きな力となるものであります。

このため、本市にある様々な地域資源や人材を活用し、生涯にわたって学び続け、その学びの成果をまちづくりに生かすことができるよう、多様な学習の機会を提供するとともに、生涯学習関連情報の発信に努めてまいります。

また、第3次美唄市生涯学習推進計画前期基本計画が最終年度を迎えることから、第7期美唄市総合計画との整合性を図りながら、後期基本計画の策定に取り組んでまいります。

郷土史料館については、地域の人材の記憶や経験など、文化資本の蓄積を目指した「地域学・美唄学」の取組を推進する拠点として、本市の歴史的資料の収集や保管、調査研究のほか、地域の方々の記憶や貴重な経験等を次世代の子どもたちにつなぐ取組、多様な学習意欲に対応した講座など、様々な事業の実施に取り組んでまいります。

図書館については、本市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるよう、環境整備に向けた第5次美唄市子ども

読書活動推進計画の策定に取り組むほか、指定管理者と連携し、蔵書や図書館資料の整備・充実を図るとともに、利用者の求める情報を的確に提供するレファレンスサービスの充実に努めてまいります。

また、企画展示や市内各地への移動図書館車の巡回など、読書に親しめる環境づくりに努めてまいります。

文化芸術の振興

三点目は、「文化芸術の振興」についてであります。

文化芸術の振興については、文化団体等と連携し、市民文化祭をはじめとする発表の機会を提供するほか、鑑賞や体験できる事業の開催など、創造性や感性を育み、心豊かな生活につながるよう、文化芸術に触れる機会の充実に努めてまいります。

公民館・市民会館については、老朽化した大会議室の冷房設備を改修するとともに、指定管理者と連携を図り、市民の皆様の相互交流や文化活動の充実につながるよう、利用促進に努めてまいります。

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄については、文化芸術の交流などが促進されるよう、指定管理者と連携を図り、適切な管理運営に努めるとともに、美術館の魅力を市内外へ積極的に発信してまいります。

文化財等の保護

四点目は、「文化財等の保護」についてであります。

北海道及び市指定文化財については、本市の歴史と

文化を知る上で、欠くことのできない有形文化財である旧桜井家住宅や美唄屯田兵屋等について、適正な維持・保全に努めるとともに、無形文化財である峰延獅子舞と峰延東傘踊りについては、保存会との連携を図り、次世代への継承に努めてまいります。

社会教育施設の充実

五点目は、「社会教育施設の充実」についてであります。

公民館・市民会館や南美唄コミュニティセンターなどの社会教育施設については、市民の皆様をはじめ、様々な方の自主的、積極的な活動の場として、安全で快適に利用していただけるよう、指定管理者等と連携を図り、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

生涯スポーツの振興

六点目は、「生涯スポーツの振興」についてであります。

生涯スポーツの振興については、「スポーツ健康都市宣言」に基づき、生涯にわたり誰もが体力や年齢、性別、障がいの有無、興味や目的に応じて運動やスポーツに親しむほか、運動やスポーツを通して、人とのつながりを育み、より良い生活を身に付けるため、ライフステージに応じたスポーツの推進に取り組んでまいります。

事業の推進に当たっては、美唄どんまいスポーツクラブやスポーツ推進委員、地域おこし協力隊などと連携し、基礎体力の向上を目的とした体力づくり教室の開催や、子どもたちの運動能力を高めるため、小学校の体育授業に組み込まれるコーディネーショントレ

スポーツ大会の
誘致

ーニングに指導者を派遣するとともに指導者の育成に努めてまいります。

また、道内最大規模である体育センターのクライミング・ウォールの活用を促進するため、スポーツクライミングの体験教室や少年団組織の育成を図るほか、美唄市スポーツ協会や各スポーツ団体などと連携・協働しながら、市民の皆様が楽しく運動できる機会の提供に努めてまいります。

さらに、2028年ロサンゼルスオリンピックに出場を目指す、美唄市出身の永山竜樹選手を応援するため、令和6年11月に設立された「永山竜樹選手美唄市後援会」や市長部局と連携し、様々な取組を進めてまいります。

七点目は、「スポーツ大会の誘致」についてであります。

スポーツ大会の誘致については、改修を進めてきた総合体育館や体育センターを中心に全道規模の大会を誘致するため、大会の開催に必要な競技用カウンターや支柱、ネットなどの機器の更新を進めてまいります。

また、美唄市スポーツ協会や各スポーツ団体などとの連携・協働により、様々なスポーツ大会が開催されることで、市民の皆様の競技力向上につなげてまいります。

スポーツ施設の整
備

八点目は、「スポーツ施設の整備」についてであります。

スポーツ施設については、市民の皆様のスポーツ活動の場として、安全で快適に利用していただけるよう指定管理者等と連携し、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

総合体育館については、冷暖房設備の整備に向けて実施設計委託を行うとともに、老朽化した受電設備の改修工事を実施するほか、トレーニング室のランニングマシンやフィットネスバイクを更新してまいります。

また、各スポーツ施設については、子どもたちのスポーツ活動に親しむ機会の将来にわたる確保に向けて、今後の少年団活動や学校部活動の地域移行、地域クラブ活動等を見据えながら、指定管理者等と連携を図り、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

5 むすび

以上、令和7年度の教育行政における主要な方針について申し上げます。

教育委員会といたしましては、子どもたちが誰一人取り残されない学ぶ機会の保障とともに、市民一人一人がいきいきと学び、生活を豊かにできるよう、学校・家庭・地域と一体となり、各種教育施策に全力で取り組んでまいります。

市民の皆様並びに市議会議員各位の一層のご理解、ご協力を、心からお願い申し上げます。